

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅶ－1－4))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)		困難な問題を抱える女性への更なる支援体制の充実を図ること(施策目標Ⅶ－1－4) 基本目標Ⅶ:ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1:地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること				担当 部局名	社会・援護局地域福祉課女性支援室	作成責任者名	社会・援護局地域福祉課女性支援室長 中村 彩子			
施策の概要		【困難な問題を抱える女性への支援の推進】 ・ 地域における困難な問題を抱える女性への支援等の一層の普及促進を図ることを目的として、以下のような各種施策を実施している。 ① 女性相談支援センター(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。))の施行前においては、婦人相談所。以下同じ。)(における困難な問題を抱える女性の移送費や外国籍を有するDV被害者や人身取引被害者等を保護する場合に必要な通訳雇上費等の支援 ② 女性相談支援センター一時保護所における困難な問題を抱える女性の一時保護(一時保護委託含む)に必要な費用の支援 ③ 女性自立支援施設(法の施行前においては、婦人保護施設。以下同じ。))における困難な問題を抱える女性の保護及び自立支援に必要な費用の支援 ④ 女性相談支援員(法の施行前においては、婦人相談員。以下同じ。))活動強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑤ 困難女性支援活動・DV対策機能強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑥ DV被害者等自立生活援助事業の実施に必要な費用の支援 ⑦ 官民協働等女性支援事業の実施に必要な費用の支援 ⑧ 困難な問題を抱える女性支援連携強化事業の実施に必要な費用の支援 ⑨ 民間団体支援強化・推進事業の実施に必要な費用の支援 ⑩ 困難な問題を抱える女性支援体制構築事業の実施に必要な費用の支援 ⑪ 女性自立支援施設通所支援モデル事業の実施に必要な費用の支援 ⑫ 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業の実施										
施策を取り巻く現状		・ 女性相談支援員が受け付けた相談延べ件数は、平成15年度の18万件から年々増加し、令和4年度には43万件となっており、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化している。 ・ また、女性相談支援センター及び女性相談支援員への相談内容についても、夫等からの暴力(44.6%)のほか、離婚問題など暴力以外の家族問題(23.6%)や、経済関係(6.7%)、妊娠・出産等を含む医療関係(4.5%)など多岐にわたっており、複雑化している。 ・ そのため、女性支援事業の現場等からは、増加する相談件数や複雑化する相談内容に対応するため、女性相談支援員等の人材確保や、民間の支援団体の育成及び連携が必要といった要望・指摘がなされている。 ・ さらに、こうした現状を踏まえ、令和4年5月19日には、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)(議員立法)が第208回通常国会において可決・成立し、令和6年4月1日から施行された。										
施策実現のための課題		1	支援団体等の地域資源も乏しく、行政及び民間のいずれの支援体制も十分とはいえない。(「困難な問題を抱える若年女性の包括的な支援に関する調査研究報告書」(令和4年3月)より)									
各課題に対応した達成目標		達成目標/課題との対応関係						達成目標の設定理由				
		目標1	困難な問題を抱える女性に対し、適切な支援が提供される体制を整備する。						「施策を取り巻く現状」及び「施策実現のための課題」のとおり、相談支援等を必要とする者の増加が深刻化し、さらに相談内容についても、複雑化している中、それらのニーズに対応するための支援体制が必要とされているため。			
		(課題1)										
達成目標1について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
①	女性相談支援員の配置数 (アウトプット)	1,579人	令和4年	1,894人	令和7年度			1,605人	1,866人	1,894人	増加・複雑化する相談に対応するため、困難な問題を抱える女性への相談支援を担う女性相談支援員の配置を促進することが重要であることから、女性相談支援員の配置数を測定指標とした。	令和5年度は都道府県及び市における女性相談支援員の配置を目標としたところ、令和6年度からの法施行に伴い町村においても女性相談支援員の配置が努力義務化されたことを踏まえ、全ての都道府県及び市町村を対象に、これまでの女性相談支援員配置状況(※)を加味して目標値を設定。 (※)R2～R4の女性相談支援員の伸び率(常勤職員:1.046、非常勤職員:1.01)
							1,579人	1,595人	1,690人			
2	女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談件数 (アウトプット)	81,041件	令和元年度	令和元年度 (81,041件) 以上	毎年度	令和元年度 以上	令和元年度 以上	令和元年度 以上	令和元年度 以上	令和元年度 以上	「女性相談支援センター及び女性相談支援員による来所相談件数」の増加は、困難な問題を抱える女性への支援体制(相談しやすい体制、相談につながるやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、測定指標として選定した。	第5次男女共同参画基本計画を策定した令和2年度の前年である令和元年度の件数を上回ること为目标とした。
						75,279件	77,396件	79,345件	集計中 (令和8年 3月頃公表 予定)			
3	官民協働等女性支援事業の実施自治体数 (アウトプット)	3自治体	令和3年度	対前年度比で 増加	毎年度		3自治体	3自治体	5自治体	13自治体	法において、民間団体との協働による支援が基本理念として規定されているところ、「官民協働等女性支援事業」は公的機関と密接に連携して、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、地域での自立・定着まで切れ目のない支援を行う民間団体を支援する事業であるため、測定指標として選定した。	法において、民間団体との協働による支援が基本理念として規定されているところ、係る民間団体を支援する本事業の実施自治体数の増加自体が目標である。ただし、当事業の実施の要否は、地域のニーズや実情等を踏まえ、自治体により判断されるものであることを踏まえ、対前年度比での増加を目標値とする。
						3自治体	3自治体	5自治体	13自治体			

達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額						
		執行額	執行額						
(1)	女性自立支援事業費補助金 (昭和22年度)	※	※	※	—	※	002664		
		※	※						
(2)	女性保護事業費負担金 (昭和31年度)	※	※	※	—	※	002666		
		※	※						
(3)	女性相談支援センター運営費負担金 (平成14年度)	※	※	※	—	※	002665		
		※	※						
(4)	困難な問題を抱える女性支援推進等事業 費国庫補助金	※	※	※	—	※	006986		
		※	※						
施策の予算額(千円)		令和5年度		令和6年度		令和7年度		政策評価実施予定時期	令和8年度
		4,838,162千円		5,248,135千円		5,107,398千円			
施策の執行額(千円)		4,081,962千円		4,705,474千円					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		女性活躍・男女共同参画の重点方針2024			令和6年6月11日 すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議決定		Ⅲ 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現 女性活躍・男女共同参画の推進には、個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現が不可欠である。能登半島地震の対応を通して、改めて災害時の男女共同参画の視点の重要性が認識されており、「女性・平和・安全保障(WPS)」の観点も踏まえながら、災害対応の現場における女性の参画拡大を一層推進するとともに、男女共同参画の視点を持った人材の育成に取り組む。配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力などのあらゆる暴力の根絶に向けて、取組を強力に推し進める。あわせて、ハラスメント対策や困難な問題を抱える女性に寄り添った支援を行い、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指すための取組を推進する。 女性の生涯にわたる健康への支援として、性差を踏まえた「ジェンダード・イノベーション」を取り入れつつ、フェムテックの推進や医療人材の育成等に取り組む。		
							(6) 困難な問題を抱える女性への支援 令和6年4月に施行された女性支援新法に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、包括的な支援を実施できるよう、引き続き、女性相談支援センターや女性自立支援施設の機能強化、女性相談支援員の人材の養成・処遇改善の推進、困難な問題を抱える女性への支援に取り組む民間団体の掘り起こしや事業継続への支援、民間団体と地方公共団体との協働の促進等を図る。		
経済財政運営と改革の基本方針2024			令和6年6月21日閣議決定		第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～ 6. 幸せを実感できる包摂社会の実現 (1) 共生・共助・女性活躍社会づくり (女性活躍) 男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進、女性・平和・安全・保障(WPS)の推進、多様な被害者への相談支援の充実等の性犯罪・性暴力対策やDV対策の推進、官民協働の支援体制構築など困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の着実な実施による支援の強化、悪質ホストクラブ対策の推進、性差を踏まえた職域・地域における相談支援体制の充実、フェムテックの推進、女性の健康ナショナルセンター(仮称)における診療機能の充実及び研究の推進など生涯にわたる女性の健康への支援等に取り組む。				

(※)「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業(「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの)の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」(<https://rssystem.go.jp/top>)の行政事業レビューシートを参照。